

※申請代理人は、本紙を必ず申請者及び施工業者に配布し、チェックリストとして活用してください。
また、検査済証を交付するまでは責任を持って適切な管理をお願いします。

— 開発許可後の注意事項 —

都市計画法に基づく開発許可の工事が完了し、検査済証を交付するまでは、
予定建築物の建築行為の着手はできません。(37条制限解除の場合は除く)

【盛土規制法のみなし許可対象となる場合】

工事中の標識の設置が必要です。(注1参照)

定期報告・中間検査の対象となる場合は、手続きが必要です。

詳細は、開発許可申請時に添付した『のみなし許可の判定チェックリスト』を参照してください。

【開発道路を新設する場合】

路床は、良質土(山土等CBR20%以上)を使用し、一層の仕上げ厚さを20cm以下として振動ローラ(搭乗式)等で十分締め固めてください。

【中間検査】路床の仕上げ時に、厚さ・幅・使用材料の確認(路床の施行状況・出来形写真の印刷物と良質土のCBR20以上が確認できる資料を現場で提示)及びフルフローリング試験(振動ローラ転圧で異常なたわみの有無を確認)を行います。日程を都市計画課開発指導係(TEL:058-383-7245)と協議してください。

【完了検査】アスファルトコア厚さの確認を行います。

【工事写真】 ※裏面の工事写真(例)を参考に撮影してください。

<input type="checkbox"/> 着工前 <input type="checkbox"/> 完成	<input type="checkbox"/> 敷地全体を網羅するよう同一方向・箇所、申請地のみでなく隣接する市道舗装や水路等、工事施工に起因する損傷の有無を判断できるように鮮明に撮影してください。
<input type="checkbox"/> 境界明示	<input type="checkbox"/> 恒久性のある材質の杭・板・プレート等を設置し、設置されている全箇所の写真を提出し、完了検査時に容易に確認できるようにしてください。
<input type="checkbox"/> 標識	<input type="checkbox"/> 工事期間中、工事現場の見やすい場所に掲示している状況(遠・近景)を撮影してください。 (注1)盛土規制法のみなし許可となる場合、開発許可の標識に不足項目を追記することで、開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねることができます。※R8.4~様式改正
<input type="checkbox"/> 各工事種別の施工状況 <input type="checkbox"/> 各工事種別の出来形測定	<input type="checkbox"/> 許可を受けた図面のとおり施工されているか、写真で判断できるように撮影してください。(変更がある場合は、変更許可または変更届の手続きが必要です。) <input type="checkbox"/> 写真確認不可の場合、手戻り工事が発生するため、不可視部分(完成時に目視できなくなる箇所。擁壁の基礎、雨水浸透柵の透水層等)は確実に撮影してください。
<input type="checkbox"/> 使用材料検収	<input type="checkbox"/> 2次製品を使用する場合は、製品名も確認できるように寸法を撮影してください。

【主要検査項目(写真確認含む)】

造成・区画明示・擁壁等 ※Hは見かけ高さ(隣地との高低差)

法面30°(1:1.8)以下

【任意 H<600】CB積、地先境界ブロック等

※H<600は、許可図面のとおり設置されているかは完成写真で確認するため、施工状況や出来形測定の写真提出は不要です。ただし、CB4段積以上は、見かけ高さH確認の写真提出が必要です。

【任意 600≤H≤1000】・自己用のCB積(t=150など基準寸法以上、控え壁間隔@3200)

・CP型枠、コンクリート擁壁等(構造は問わない)

【義務 1000<H】L型・ブロック積擁壁等 (製品名・水抜穴・透水層(透水マット)・勾配・鉄筋)

・設計地耐力が確保されていることが確認できる試験(平板載荷等)の結果が必要です

・土壌改良を必要とする場合、ボーリング調査結果、改良計画及び結果が必要です

排水施設等

雨水浸透柵(透水層・泥溜め・接続管径)

※U字溝設置無の場合は格子蓋

集水柵(泥溜め・接続管径) ※下水は除く

U字溝・暗渠(勾配)

調整池(オリフィス・スクリーン等)

※床掘完了時に中間検査

その他

境界明示(杭・プレート等)

水道引込 ※自己用住宅は除く

下水引込 ※浄化槽は除く

緑地(面積・樹種・規格)

透水性舗装

駐車場(台数)

ゴミ置き場

その他施設()

※建物完成時検査(写真提出)も可
ただし、ゴミ置き場は寄付となる
宅地分譲を除く

公共施設等(※開発道路・自費工事等)

道路(舗装厚・幅員(セットバック))

道路側溝等(勾配・埋戻し)

【完了時の手続き】

工事完了届提出 ⇒ 検査 ⇒ (是正) ⇒ 決裁(約1週間) ⇒ 検査済証交付(帰属があれば手続書類と引換)

※検査…立会の日程を協議してください。

ただし、小規模な自己用住宅などは立会不要で、完了届提出後3日以内を目途に検査します。

緑地等の建物完成時検査も可と市が判断したものは後日写真を提出してください。

工事完了届

開発許可後の注意事項

※本書に☑を記載し添付

位置図

許可書の写し

確定測量図

造成確定平面図

土地利用計画図

工事写真

帰属手続書類

委任状(司法書士住所・氏名・連絡先) ※許可面積1000㎡以上のみ

登記承諾書兼登記原因証明情報(実印捺印・公告日空欄)

印鑑証明書 ※岐阜地方法務局の所轄内の法人は不要

法人の資格証明書 ※岐阜地方法務局の所轄内は不要、ネット情報可

位置図

全部事項証明書(土地)(分筆後・公衆用道路・抵当権解除) ※ネット情報可

公図(分筆後) ※ネット情報可

確定地積測量図(分筆後) ※ネット情報可

工事が完了し、検査済であっても、補修・改善等の是正を求める場合があります。

緑地は隣地への越境が起きないように継続的に維持管理して下さい。

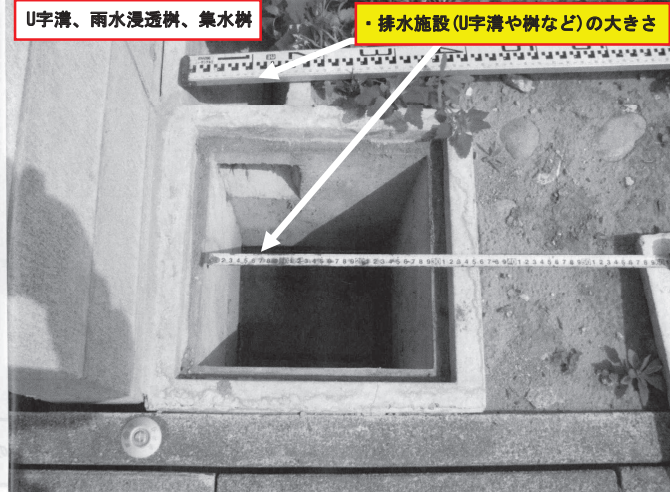
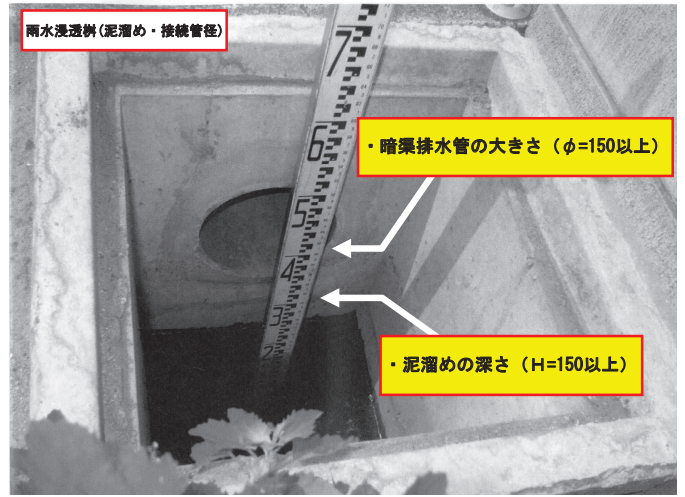
令和5年3月改正

令和7年3月改正

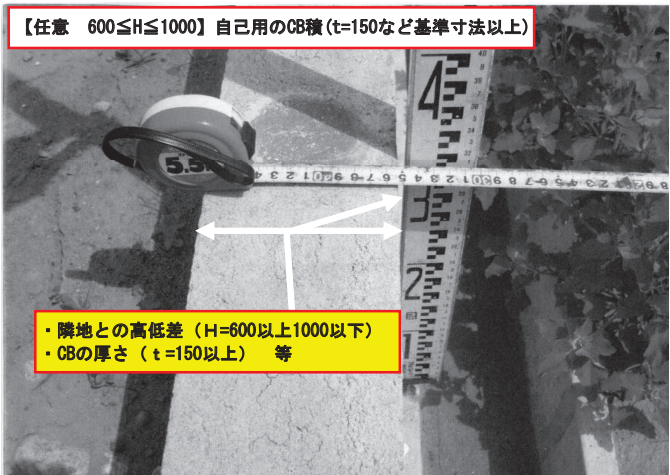
令和8年4月改正

各務原市 都市計画課 開発指導係

工事写真(例)



※許可図面のとおり施工されているかを写真で確認ができない場合、手戻り工事が発生するため、不可視部分(完成時に目視できなくなる箇所)は確実に撮影してください。



開発許可の標識 ※R8.4改正

都市計画法による開発許可等の標識

60センチメートル以上	許可番号	各務原市指令	第	号
	許可年月日	年	月	日
	被許可者住所氏名 (名称、代表者名)			
	工事設計者住所氏名 (名称、代表者名)			
	工事施行者住所氏名 (名称、代表者名)			
	現場責任者氏名			
	工事の概要			
	工期	年	月	日から
		年	月	日まで
		工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
100センチメートル以上				

※1,000㎡未満の土地の開発については、寸法は縦25センチメートル、横35センチメートルとすることができる。



開発許可と盛土規制法許可を兼ねた標識 ※R8.4改正

開発許可、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識

70センチメートル以上	1	工事主(被許可者)住所氏名		見取図	
	2	許可番号	第	号	
	3	許可年月日	年	月	日
	4	工事設計者住所氏名			
	5	工事施行者住所氏名			
	6	現場管理者氏名			
	7	盛土又は切土の高さ	メートル		
	8	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	9	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	10	工事着手予定年月日	年	月	日
	11	工事完了予定年月日	年	月	日
	12	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	(電話 — —)		
	13	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	各務原市都市計画課 (電話 — —)		
14	工事の概要				
100センチメートル以上					

(地表から上方に50センチメートル以上離して設置すること)